

報告第 8 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、  
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

渋川市長 星 名 建 市

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和8年1月9日午後1時50分ごろ、渋川市北橋町八崎343番6地先県道渋川大胡線において、建設交通部土木維持課会計年度任用職員運転の公用車（群馬480の3394）が市道坂ノ上大門線から進入し右折したところ、南東から直進してきた[REDACTED]氏が運転する軽自動車（[REDACTED]所有者[REDACTED]氏）の右側面後方部と公用車の左前方部が接触し、双方の車両が損傷したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月27日

渋川市長 星 名 建 市

### 1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 星 名 建 市

乙 [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費930,259円のうち837,233円を支払う。
- (2) 乙は甲に対し、車両修理費175,098円のうち17,510円を支払う。
- (3) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 2 損害賠償額

837,233円